

# プロイセン行政とヘーゲルの福祉思想

大竹 信行\*

## The Relation between the Preuben Administration during Absolutism and the “Wohl” Concept of Hegel

Nobuyuki Otake

### 1. はじめに

本稿は、絶対主義国家プロイセンの行政史・行政機構と、ヘーゲル『法哲学』にみられる福祉思想との関連を問うものである。最近のヘーゲル研究で指摘されているように(加藤1999)、これまでのヘーゲル研究はドイツ観念論の集大成、体系化を果たした完成者としてのヘーゲルという視座によるものであった。しかし、ヘーゲルは現実の国家や社会をみすえて学説を形成しているため、テキスト解釈の方法だけでなく、時代背景という客観的条件と接続する必要があるだろう。

ヘーゲルは1817年から「法哲学」の講義を開始し、1820年に『法哲学要綱』を出版する。この時、ヘーゲルが生活していたプロイセンは絶対主義国家体制をとっていた。ヘーゲルはその『歴史哲学講義』において、世界史を「東洋の世界」「ギリシアの世界」「ローマの世界」「ゲルマンの世界」に区分した。このヘーゲルの発展史観を継承したマルクスは、『経済学批判』の序言で「アジア的」「古代的」「封建的」「近代的」な経済社会構成に区分し、発展段階を提示している。

では、カントが「フリードリヒの世紀」と名づけ、歴史学では「啓蒙の世紀」と呼んだ18世紀から、ヘーゲルが没した19世紀初頭にかけての絶対主義とはいかなる段階に相当するのだろうか。それは「封建的」な「中世」から「近代」への過渡期・移行期としてとらえられ、中世の残滓と近代の萌芽が混在する時代とみなされる。プロイセンが近代にむかって福祉国家化する状況にあって、カントの場合は国家が個人の生活に介入することに反対する思想を持っていた。ヘーゲルはカント倫理学を継承しているのだが、一体、プロイセンに対してどういう立場をとり、どのような福祉思想を提示したのであろうか。

### 2. 中世的福祉の残滓

カントは『人倫の形而上学』のなかで、社会福祉について次のように述べている。

\* おおたけ のぶゆき 文教大学生生活科学研究所客員研究員

最高命令者には間接的に、つまり人民の義務を引き受ける者として、人民を維持するために人民に税金を課す権利が帰属する。維持するためには、貧民施設、孤児施設、教会制度、その他に慈善基金や篤志基金と呼ばれるものがある。(Kant1797 = 2002:171)

この記述は中世以来続いているドイツの社会生活という現実を反映しており、当時の社会福祉のあり方を看取できる。ここでカントは、社会福祉政策に関して貧民、孤児、教会制度の三種類をあげているにすぎない。これらは中世から引き続くものであった。中世にあって社会福祉は、貧民すなわち生活困窮者に対するケア、孤児すなわち捨て子に対するケア、施設運営を担う教会制度によって支えられていた。つまり、政策の主な対象は貧民と孤児なのである。この二者について社会史の報告から具体的な事実を確認しておきたい。

まず貧民政策である。6、7世紀のカトリック教会支配下では、司教が貧民に財貨を配る義務があるとみなされていた。そのため司教は、巡礼・病人・孤児への給養施設を維持していたのである。しかし貧民が増大したので、登録制にし優遇措置をとった。これはローマ帝国における「パンとサーカス」を神聖ローマ帝国が継承したもので、古代ローマのような権威を示すためのものであった。

しかし、この政策もやがて教会がその任を負うようになっていく。このことについて阿部謹也は、「貧民登録も9世紀には衰退し、代わって修道院が貧民救済を行うようになる。ヨーロッパ諸国では土地寄進によって、カトリック教会は国土の1/3程度を支配していた。こうして大荘園領主となったため、貧者への施しが富者の義務として浮上してきたためである」(阿部1987:152-153)と述べ、教会の支配圏拡大を原因としている。

では、大領主となった教会はどのような救済活動を行っていたのか。クリューニー修道院の場合には、規則によって貧民への喜捨のあり方が詳しく規定されていた。まず訪れる客を馬で来たのか、それとも徒歩で来たのかで区分する。徒歩の場合は、「(1) 旅人、巡礼、(2) 修道院のまわりに群れている貧民、(3) 修道院に住む貧民」に分けられる。そして、「(2) の修道院のまわりにいる貧民のうちから毎日三十六人か七十二人喜捨が与えられ」ていた。(3) の修道院内に住む貧民は、「定数十八人と定められ、一人が死ねば補充」されていたという(阿部1987:155)。

こうした救貧規則は都市の孤児院、養老院、救貧院でも同様であった。例えば、フッガー家が1514年にアウグスブルクに建てた救貧院もその一つである。これが今もなお存在する、世界最古の社会福祉住宅として名高いフッゲライである<sup>2)</sup>。ここではアウグスブルク市民、カトリック信者、貧困、品行方正の条件を満たすことが条件であった。

市政としてはニュルンベルクの救貧制度がある。阿部によれば、「貧民の子女ならびに何年か勤務した下女に婚資を与える制度」があり、また「貧民の子弟に、市内や市外で学問をさせるための奨学金を出す組織もありました。それらの諸制度のなかでも注目に値するのが、1388年に大商人コンラート・メンデルが設立した『12人の兄弟の館』(養老院)である」という。

次に、孤児施設についてみていこう。子どもが孤児となるのは、災害や病気で親が亡くなることも考えられるが、当時は捨て子が多かった。そのためニュルンベルクでは上述した救貧政策だけでなく、市による「捨て子養育院」も設置している。この施設は男女を別にし、読み書きも教えるものであった(阿部1993:66)。

バダントールの『母性という神話』で語られているように、中世から近代初期にかけてのフラ

ンスでは捨て子が多かった<sup>3)</sup>。それと同様、中世末期のドイツでも捨て子が問題となっていたことがこうした政策の実施から読み取れよう。以下の記述にみられるように、ヨーロッパでは中世初期の6世紀からすでに捨て子が多かったようである。

この頃は棄児が非常に多かったのです。イタリアでもドイツでも教会付属の修道院に、棄児のための窓が開いていて、そこに大理石のお皿がのっていたのです。そのお皿には真中に軸があり、窓の外側に赤ん坊を置き、呼鈴をチンと引っ張ると修道院の奥の方で鐘がなります。すると修道女が駆けてきて、そのお皿をぐるっと内側に回すと、赤ん坊が修道院の方に入っていく。そしてその時には捨てた親は行方知れずになっている。つまり匿名で捨てられる制度があったのです。棄児を発見したばあい貧民が棄児を売却する権利をもっていました。(阿部1987:151-152)

以上のようなカントが述べた貧民・孤児・教会という三つの社会福祉は、それぞれが独立して存在していたのではなく、互いに関連を持っていた。まずは上の引用文にあるように貧民が棄児(捨て子)の売却権を持っていたという点で貧民と孤児がつながりを持っている。さらにカントが提示した福祉行政の三つ目である教会制度は、修道院が孤児施設を運営していただけでなく貧民救済をもすることで貧民・孤児と関連しているのである。

ボールドによれば、ドイツで中世と近代を分けるのは1750年前後であるという。カントが社会福祉についてごく短い記述を残した『人倫の形而上学』を刊行したのは1797年であるが、すでに1760年代にはこの書の執筆が計画されていた。本格的な近代化であるプロイセン改革が始まるのは1807年からであり、カントは絶対主義の下、中世的福祉を念頭において記述したと思われる。

ヨーロッパの中世国家では国家権力が弱体なため、国民生活に介入することはなかった。社会福祉についても家庭や教会、先に述べたフッガー一家のようなボランテニア、あるいはせいぜい市レベルの地域によって支えられていた。これが絶対主義国家になって国家権力が強大化し、国民生活を国家によって統括することを目指すようになる。次に、カントやヘーゲルが目当たりにしたプロイセンの内政改革と行政機構についてみていくことにする。

### 3. プロイセンの福祉行政機構

18世紀のプロイセンは、イギリスやフランスあるいはアメリカのように市民革命を経験せず、既存権力による上からの改革によって統合化・集権化が進展する。その近代化は、フリードリヒ・ヴィルヘルム1世が1713年に即位して内政に着手することにより進められた。この新たな国家体制づくりは、孫であるヴィルヘルム1世の時代に完成期をむかえることになる。

この内政改革以前から、プロイセンには行政機関として「枢密参議会」が存在していたのだが、加えてヴィルヘルム1世は1712年に「軍事総監察庁」、1713年に「財務総監理府」を創設する。この二つの組織はその後、1723年に「軍事・御料地財務総監理府」(以下、「総監理府」と略記)へ統合された。こうして財務行政機関が独立するわけである。さらに1728年には外務省が独立し、枢密参議会の機能は司法・学校・教会に対するものだけになっていく。

これら枢密参議会、総監理府、外務省の三つの中央行政機関のうち、福祉行政は総監理府の担

当であった。坂口修平によれば、総監理府は「軍事行政、財務行政、経済・福祉行政、御料地経営の機能を結合した中央行政官庁」である。組織構成は四部局に分かれており、それぞれが割り当てで州を担当する。つまり「州別部局制」をとっていて、これは「旧時のラントの独立的存在の名残」であると指摘している。一部の行政については「専門別部局制」をとっており、これは「十九世紀以降の統一国家における省庁の萌芽」である。また、「行政裁判を担当する特別の部局」も存在し、「総監理府は五人の大臣と一七人の参議官によって構成され、すべては全体会議の合議によって決められた」という。

この総監理府に直属して、各州では1723年「軍事・御料地財務庁」が創設され、軍隊の給養、御料地および租税の管理だけではなく「国民の福祉の増進をはかる警察＝行政機能をも掌握」し、「もっとも重要な行政官庁」となっていく。これによりそれまで存在していた「地方政庁」は司法機関の役割へと縮小する。このような州レベルの「軍事・御料地財務庁」の下には、郡レベルの「郡長」と「都市税務＝監督官」があった。ここでは貴族による「郡等族議会」が郡長を選出し、行政の実質を担っていた（坂口1996:68）。

このレベルまでがプロイセン国家の行政機構の実質であり、それは「中央—地方」行政の形態をとっていたわけである。ここで各組織・機構は「中央—州—郡」単位で設置され、具体的には「総監理府—軍事・御料地財務庁—郡長、都市税務＝監督官」が対応しているとみてよいだろう。

さらに下級の市町村レベルでは、直営地農業による強力な農民支配を行う貴族であるグーツヘルシャフトによって統治が行われていた<sup>4)</sup>。したがって、プロイセンにおいて国家行政が直接的かつ実質的に及んでいる範囲は州レベルまでであると判定できよう。

このように、中世とは異なり絶対主義国家では福祉行政が国家活動として前面に押し出されてくるのである。これは国家権力が専制国家体制として国王に集中し、国民生活に介入してくるために生ずる一般的傾向としてとらえられる。プロイセンにおいては、総監理府がその任にあっていたわけである。

もちろん、飛躍的に発達した膨大な行政の仕事は官僚が担っていた。その人材養成のためにフリードリヒ・ヴィルヘルム1世は大学に官房学講座を設置している。ドイツ官房学によって専門的・実践的な知識を持つ行政官を供給した。これは中世以来の伝統であるローマ法を学んだ司法官ではなく、新しいタイプの官僚が必要になったことに起因する（西村1998:106）。内的国家体制づくりは官房学者ユステイに拠るところが大きい。彼は、「法学識者」すなわち司法官が国家に役立つ時代は過ぎ去ったのであり、これからは官房学を学ぶべきであると明言したことからも、官僚の重要性がうかがい知れる。

さて、ヴィルヘルム1世の没後は啓蒙絶対君主として知られるフリードリヒ・ヴィルヘルム2世が即位する。行政機構に関して限ってみればヴィルヘルム1世の時代にはすでに完成していた。自ら「国家第一の下僕」と称するフリードリヒ2世は、先王の仕事を引き継いでいるといえる。

その仕事のなかでとくに重要と思われるのは1794年の「プロイセン一般ラント法」の発布である。それまで中世からずっと把持していた各州のラント法によっていたのであるが、この統一法典の成立により、プロイセン国家は初めて法による体系性を持つに至ったからである。すなわち、ここに近代的な法治国家の礎が築かれたといつてよいだろう。

かくして二代に渡る改革によってプロイセンは行政国家へと変貌をとげ、ドイツの中心的存在へと君臨するのであった。そしてその行政の中には国家による福祉行政も含まれており、やがてシュタインやラサルなど講壇社会主義、シュモラーやワーグナーなどの社会政策学会にいたる

ドイツ流の福祉国家思想・社会国家論へと継承されていくのである。

#### 4. 『法哲学』にみる福祉 Wohl

ヘーゲルはプロイセン人ではない。ヴュルテンベルク公国の首都シュツェットガルトに生まれている。1818年秋、フィヒテの死によって空席となったベルリン大学哲学講座教授に文部大臣アルテンシュタインの尽力によって就任する。ヘーゲルとプロイセンはここで結びつく。

この頃つまり19世紀初頭のプロイセンは、前世紀の啓蒙君主による「フリードリヒの世紀」たる啓蒙の世紀の時代から、更に大きな変革がなされた時期にあたる。1806年8月、ナポレオンによって神聖ローマ帝国は解体され、プロイセンの近代化はフランスに導かれるのであった。1807年、フリードリヒ・ヴィルヘルム3世はシュタインに国家の改革を命じる。先に述べたプロイセン一般ラント法の枠組みに規定されながらも、地方行政、都市の自治改革を目指した。ハルデンベルクが受け継ぐことになる「シュタイン・ハルデンベルク改革」である。

1814年、ナポレオンが没落し、ヨーロッパは新秩序へと大きく動く。ウィーン体制によって旧体制を復古させる。これ以前にすでに国会の創設とともに憲法を制定することが計画されていたのだが、近代へと歩みを進める状況に鑑み、この政治改革をすすめ立憲国家を目指すことになる。

ヘーゲルはかかる政治的な激動期にプロイセンで職に就き、1818年から「法哲学」を講義し、1820年に著書『法哲学要綱』を刊行したのである。ヘーゲルは福祉 Wohl を認める立場にあり、それは百科全書的に多くの領域に及ぶ彼の研究・講義のうち、法哲学講義において展開された。

文字による『要綱』と音声による「講義」で表現されたヘーゲル『法哲学』は、第一部「抽象的な権利ないし法」、第二部「道徳」、第三部「倫理」の三部構成をとっている。第一部では個人相互の客観的・普遍的関係が対象とされており、社会における客観的精神—習慣、契約、規則、法律などに現れた Recht (正義) を明らかにすることが課題となっている。第二部「道徳」においては個人の行為がどのような動機・意図・目的から行われたかが問題とされている。第一部の客観的・社会的視点から、個人の主観的・内面的な正義が考察の対象となっている。第三部は家族・市民社会・国家の各共同体における倫理が追及されている。ここでは現実的な社会関係として三つの契機を提示している。福祉 Wohl はこの中の第二部「道徳」で展開されている。

ヘーゲルが「道徳」として問題にしているのは、個人の行為の「目的」である。この「行為の目的」とは、すなわち個人の特殊的な欲求充足であり、その全体・総体としての福祉を意味している。これは、福祉には根底に個々人の特殊な利害があることを容認するものであり、普遍的な「善」とは異なる位相にあると見てよい。

主観的なものは福祉という特殊的内容をとまうが、おのれのなかへ折れ返ったもの、おのれのなかで無限なものとしては、同時に、普遍的なもの、即時的に有る意志に関係してもいる。この契機は、さしあたりまずそうした特殊性そのものに即して定立されたものとしては、他の人たちもふくめた福祉であり、——十全な、だがまったく空虚な規定でいえば、万人の福祉である。(Hegel 1820=2001a:331)

上の引用文から、まず「特殊的福祉」 *besonderes Wohl* という概念が認められる。ヘーゲルに

よれば、普遍的なものの実現には同時に個人の特殊的福祉の実現を含んでいなければならないという。

ところで、「善とは何か」という問いは古代ギリシャ哲学、特にアリストテレス倫理学の確立以後、今日まで続く倫理学上の根本的テーマである。道徳の本来の目的は善の実現にある。道徳目的において特殊の内容は同時に普遍的妥当性を持たなければならない。したがって、特殊的福祉 *besonderes Wohl* は同時に、カントのいう「他人の福祉」をも含んでいなければならないということになる。外部からの強制ではなく自己の洞察によって善を実現することが要求される。このことについてヘーゲルは次のように述べている。

福祉は個別特殊的な意志の現存在としてはなんらそれ自身の妥当性をもたず、ただ普遍的な福祉としてのみ、そして本質的にはそれ自身において普遍的なものとして、すなわち自由ということからいって妥当性をもつ。(Hegel 1820=2001a:339)

ここに自己と他者の福祉を内包した「普遍的な福祉」 *allgemeines Wohl* という概念がみられる。通常、*allgemeines Wohl* は「公共の福祉」を意味する言葉として使用され、この概念はその後のドイツ福祉国家にも影響を与えている。

さて、個人と他者の利害という対立するものを止揚したところに普遍的な幸福（福祉）が実現されるという、この弁証法的な把握による福祉論はどのようにして発想されたのか。そのベースはカントの倫理学にある。それは『人倫の形而上学』であり、ヘーゲルの『法哲学』はその批判的継承であることはすでに考察しておいた（大竹2002）。『法哲学』におけるヘーゲルの福祉論も、カントの『人倫の形而上学』にみられる「幸福」論批判を意味していると思われる。

カントは「自分自身の幸福」と「他人の幸福」の関係として、『人倫の形而上学』第二部の「徳論の形而上学的定礎」の中で幸福について論じている。ここでカントは自分自身が求める幸福とは他人の幸福でなければならないとしている。そして、「幸福が目的なのではなく、主体の人倫性こそが目的であり、幸福は、主体の人倫性への障害を除去するために許された手段にすぎない」(Kant2002:253) というように、個人の幸福追求は「手段」であり「目的」ではないと排除する。倫理学では、こうしたカントの考え方を反幸福主義として総括している。

これに対して、ヘーゲルは個人の幸福追求を肯定している<sup>9)</sup>。これはいうまでもなく既述したようなプロイセンの行政国家化・福祉国家化を直接に見据えたものである。18世紀後半にあってカントとヘーゲルは同時代に生きながらも、異なる福祉観・福祉思想を提出したのであった。

カッシーラーが述べているように、カントはプロイセンとたびたび衝突していた<sup>10)</sup>。近代への移行期にあって、反動的な思想を持っていたからである。『人倫の形而上学』も、現実的な状況から帰納するのではなく、一貫してその道徳哲学から純論理的・演繹的に展開されている。この点が、国家に依拠して学説を立てたヘーゲルとは大きく異なる点であり、時代性という客観的条件に対する主体的条件ともいうべきものである。

#### 4. おわりに

これまでの論考において、まずプロイセン・ドイツが近代に向かって福祉国家としての性格を強めていくことを明示した。そしてヘーゲルが『法哲学』のなかで、批判対象であるカント『人

倫の形而上学』とは違い福祉 Wohl を認める立論をしていることを確かめた。このヘーゲルの思想は、現実の福祉行政を基盤にしたものであり、近代へむかう世界史の流れに棹さすものであったと結論づけられる。

本稿ではテーマに即して特殊的福祉と普遍的福祉を抽出するにとどまったが、これからは7回実施された「法哲学講義」に即した解釈、各テキストの関連を分析するなど、ヘーゲルの福祉観・福祉概念をさまざまな角度から明らかにする作業が必要であろう。

ヘーゲルの福祉 Wohl は道徳論であるが、『法哲学』の市民社会論のなかでは福祉行政 *Polizei* についても言及がみられる（大竹2000）。こと福祉思想史、福祉国家の歴史上の影響という点では、普遍的福祉 Wohl という「公共の福祉」論の影響が大きいものと思われる。ヘーゲル以前にもドイツにあっては、「公共の福祉と安全」の思想がヴォルフによって体系化されているし（坂井1996:37）、さらに古くはアリストテレスが同様の概念を「共通善」<sup>7)</sup>として打ち出している。こうした学説史上の位置づけも今後考察されるべき課題であろう。

#### 註

- 1) これまでのヘーゲル像には二つある。絶対主義プロイセンの擁護者とみるものと、自由主義者としてみるものである。福吉勝男は前者についてR.ハイム、K.ポバーをあげ、後者についてG.ルカーチ、H.マルクーゼ、J.リッター、S.アヴィネリ、M.リーデル、J.ドントをあげている（福吉2002:1）。
- 2) フッゲライは門限10時、遅れると罰金を徴収し、家賃は年間1.75マルクで現在も同じ価格であるという。
- 3) バダンテールは次のように記述している。「18世紀には、捨て子の数はふえる一方であったが、彼らの運命はさらにひどかった。F・ルブランによれば、1773年から1790年までの捨て子の数は年平均5800人だった。パリで一年間に生まれる子どもが2万から2万5000人くらいだったことを考えると、莫大な数である」（Badinter1980=1998:174）。バダンテールは親が子を捨てる理由として、経済的要因と社会的要因を指摘している。この『母性という神話』はアリエスの『<子供>の誕生』（1960）を敷衍したものであり、アンシャン・レジーム期における子どもに対する関心や養育の欠如を説くものである。この論理に関しては最近の研究（例えば、森洋子『子供とカップルの美術史』日本放送出版会、2002）によって誤謬であることが指摘されている。
- 4) プロイセンのグーツヘルシャフトについては林健太郎の研究（林1977）に詳しい。本稿のテーマである18世紀後半以降のグーツヘルシャフトについて林は、「全般的にいえば、それは未だなお封建的な法的規制の下に立っており、その農業労働者にもなお農奴的性格が多分に残存しているという故をもって、そこになお資本主義の萌芽以上のものを認めることはしない」（林1977:65）と述べている。ここからも絶対主義の過渡期的性格が看取できる。その後、グーツヘルシャフトは崩壊し、19世紀半ばにはユンカー経営へと移行することで資本主義的経営の成立をみる。
- 5) 詳細なテキスト検討は本稿のテーマではないので差し控えるが、「要綱」として刊行される以前、ベルリンに来る前のハイデルベルク大学における第一回の「法哲学講義」（Hegel1817/18）ですでに「福祉は権利であり、義務である」（Hegel1817/18 = 2002:83）というように、ヘーゲルは個人の福祉追及を是認している。
- 6) カッシーラーは、カントの政治思想、宗教思想においてプロイセン政府と衝突があったことを説明している。
- 7) この「共通善」は、「諸個人や集団が追求する善とは異なる政治社会の公的および共同の善である。この概念は、もともとアリストテレス *Aristotelēs* やキケロ *Marcus Tullius Cicero* など、古代ギリシャおよびローマの思想伝統にさかのぼる」（『政治学事典』弘文堂、2000）と説明されている。ヘーゲルはアリストテレスを深く研究しており、ここに思想形成の淵源があるのかもしれない。この「共通善」

概念は、「『公益』や『公共の福祉』といった概念で置き換えられたりしたが、近代の自由主義、功利主義、社会主義、民主主義の系譜において引き継がれ」ていく。ヘーゲルもかかる「公共の福祉」の思想上に位置づける必要があるのではないだろうか。

## 文献

阿部謹也, 1987, 『甦える中世ヨーロッパ』日本エディタースクール出版部。

———, 1993, 『中世の窓から』朝日新聞社(朝日選書)。

Badinter Elisabeth, 1980, *L'Amour en plus – Histoire de l'amour maternel*, Palis. (=1998 鈴木晶訳『母性という神話』ちくま学芸文庫。)

Boehn, Maxvon, 1922, *Deutschland im 18. Jahrhundert. Die Aufklärung*, Askanischer Verlag, Berlin. (=2001 飯信雄他訳『ドイツ十八世紀の文化と社会〔第二版〕』三修社。)

Cassirer, Ernst, 1918, *Kants Leben und Lehre*, verlegt Bruno Cassirer, Berlin. (=1986 門脇卓爾・高橋昭二・浜田義文翻訳監修『カントの生涯と学説』みすず書房。)

D'Hondt, Jacques, 1998, *Hegel, Biographie*, Calmann-Lévy. (=2001 飯塚勝久訳『ヘーゲル伝』未來社。)

福吉勝男, 2002, 『自由と権利の哲学—ヘーゲル「法・権利の哲学講義」の展開』世界思想社。

林健太郎, 1977, 『プロイセン・ドイツ史研究』東京大学出版会。

Hegel, G.W.F., 1817/18, *Die Philosophie des Rechts. Die Mitschriften von Wannemann nach den Vorlesung Hegels über Naturrecht und Staatswissenschaft*. (=2002 尼寺義弘訳『自然法および国家学に関する講義』晃洋書房。)

———, 1819/20, *Philosophy des Recht. Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift. Herausgeben von Dieter Henrich*, Suhrkamp Verlage 1983. (=2002 中村浩爾・牧野広義・形野清貴・田中幸世訳『ヘーゲル法哲学講義録1819/20』法律文化社。)

———, 1820, *Grundlinien der Philosophie des Recht*. (=2001a 藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学Ⅰ』、2001b 同訳『法の哲学Ⅱ』中央公論社。)

———, 1821, *Grundlinien der Philosophie des Recht, oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*. (=1991 三浦和男・樽井正義・長井建晴・浅見正吾訳『法権利の哲学あるいは自然的法権利および国家学の基本スケッチ』未知谷。)

———, 1824/25, *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K.G.v.Griesheims*, herausge, v.K.-H.Ulting. (=2000 長谷川宏訳『法哲学講義』作品社。)

Kant, Immanuel, 1785, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*. (=2000 平田俊博訳『人倫の形而上学の基礎づけ』カント全集7巻, 岩波書店。)

———, 1797, *Die Metaphysik der Sitten*. (=2002 樽井正義・池尾恭一訳『人倫の形而上学』カント全集11巻, 岩波書店。)

加藤尚武編, 1999, 『ヘーゲル哲学への新視角』創文社。

Mann, Golo, 1966, *Deutsche Geschichte des 19. und 20. Jahrhunderts* S. Fisher Verlag, Frankfurt am Main (=1973 上原和夫訳『近代ドイツ史1』みすず書房。)

西村 稔, 1998, 『文士と官僚—ドイツ教養官僚の淵源—』木鐸社。

大竹信行, 2000, 「ヘーゲル『法哲学』におけるポリツァイについて—福祉行政・社会政策論の論理的品格と理論的基盤—」『白山社会学研究』(白山社会学会) 10:71-80。

———, 堀口久五郎, 2003, 「カント倫理学における『幸福』—批判期以後の徳論から—」『人間科学研究』(文教大学人間科学部紀要) 25:113-121。

———, 2004, 「カント法論における『福祉』」『白山社会学研究』(白山社会学会) 12:31-40。

Priddat, Briger P., 1990, *Hegel als Ökonom*, Duncker & Humblot. (=1999 高柳良治・滝口清栄・早瀬明・神山伸弘訳『経済学者ヘーゲル』御茶ノ水書房。)



坂口修平, 1996, 「プロイセン絶対主義」『世界歴史体系ドイツ史2—1648年～1890年—』所収.

坂井榮八郎, 1996, 「第一章一六四八年以後の帝国と領邦」「第五章18世紀ドイツの文化と社会」『世界歴史体系ドイツ史2—1648年～1890年—』所収.